

松 高 第 8 5 0 号
平成 2 4 年 1 1 月 1 日

各 保 険 薬 局 御 中

松原市健康部高齢介護課長

在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の給付調整に係る
留意事項について（通知）

平素より、高齢者施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省保険局医療課からの事務連絡がなされ、大阪府高齢介護室介護支援課企画調整グループより下記の通りの事務連絡がありましたので、通知させていただきます。

要点としましては、在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に対して、要介護等認定を受けた後も、介護報酬上の薬剤師による居宅療養管理指導費でなく、誤って、在宅患者訪問薬剤管理指導料についても継続して算定する事例等が見受けられているとのことです。同一期間内に診療報酬と介護報酬を二重に算定することは、過誤処理に多大な影響を及ぼすことにもなりますので、下記のとおり取り扱われるよう御協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1 保険薬局においては、診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に対して、介護保険の被保険者証の提示を求めること等により当該患者が要介護被保険者等であるか否かの確認を行うほか、要介護等認定を申請した場合には、当該保険薬局に連絡するよう求めること。
- 2 保険薬局に対し在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る指示を行う医師においては、当該指示に係る患者が要介護等認定を申請したことを把握した場合には、当該保険薬局に対してその旨を情報提供するよう努めること。
- 3 介護支援専門員（ケアマネジャー）においては、利用者が保険薬局から在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定に係る薬剤管理指導を受けていることを把握した場合には、当該利用者が要介護被保険者であること等を、当該指導料を算定する保険薬局に情報提供するよう努めること。また、要介護等認定の申請手続きを代

【裏面に続く】

行する際にも、当該患者が在宅患者訪問薬剤管理指導を受けているかを確認し、
受けている場合には、その旨を保険薬局へ情報提供するよう努めること。

- 4 医療保険の適用対象時（要介護等の認定前）から居宅療養管理指導によるサービス提供を受ける際に必要となる介護保険の様式による重要事項説明書及び契約書を作成した場合には、介護保険の適用対象となった際に、改めて契約書を作成することは不要とする。

松原市健康部高齢介護課 認定係

担当：的田・木村

電話：072-334-1550

Fax：072-337-3052

E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp